第八・十五条　市場アクセス

締約国は、小地域を単位とするか自国の全領域を単位とするかを問わず、次の措置を維持し、又は採用してはならない。

(a)　次の制限を課する措置

(i)　サービス提供者の数の制限（数量割当て、独占、排他的なサービス提供者又は経済上の需要を考慮するとの要件のいずれによるものであるかを問わない。）(注)

注　この(i)に規定する制限には、一方の締約国による措置であって、他方の締約国のサービス提供者に対し、国境を越えるサービスの提供を行うための条件として、一方の締約国の領域において、何らかの形態の企業を設立し、若しくは維持し、又は居住することを要求するものを含む。

(ii)　サービスの取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(iii)　サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）(注)

注　この(iii)に規定する制限には、サービスの提供のための投入を制限する締約国による措置を含まない。

(b)　サービス提供者がサービスを提供するに当たり、法定の事業体又は合弁企業について特定の形態を制限し、又は要求する措置

第八・十六条　内国民待遇

1　一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇と形式的に同一の待遇を与えるか形式的に異なる待遇を与えるかのいずれかにより、1の規定の義務を履行することができる。

3　一方の締約国が他方の締約国のサービス又はサービス提供者に対して与える形式的に同一の又は形式的に異なる待遇により競争条件が他方の締約国の同種のサービス又はサービス提供者と比較して自国のサービス又はサービス提供者にとって有利となる場合には、当該待遇は、自国のサービス又はサービス提供者に与える待遇よりも不利であると認める。

4　この条のいかなる規定も、いずれかの締約国に対し、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないことにより生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない。

第八・十七条　最恵国待遇

1　一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、第三国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1の規定は、一方の締約国が次のいずれかのものから得られる待遇による利益を他方の締約国のサービス及びサービス提供者に与えることを義務付けるものと解してはならない。

(a)　二重課税の回避のための国際協定又は専ら若しくは主として租税に関する他の国際協定若しくは国際取決め

(b)　資格若しくは免許の承認又は信用秩序の維持のための措置の承認であって、サービス貿易一般協定第七条又はサービス貿易一般協定金融サービスに関する附属書3に規定するものを定める現行の又は将来における措置

第八・十八条　適合しない措置

1　前三条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　締約国が維持するこれらの規定に適合しない現行の措置であって、次に掲げるもの

(i)　英国については、

(A)　中央政府により維持される措置であって、附属書八―B附属書Ⅰの英国の表に記載するもの

(B)　地域政府により維持される措置であって、附属書八―B附属書Ⅰの英国の表に記載するもの

(C)　(B)に規定する地域政府以外の地方政府により維持される措置

(ii)　日本国については、

(A)　中央政府により維持される措置であって、附属書八―B附属書Ⅰの日本国の表に記載するもの

(B)　都道府県により維持される措置であって、附属書八―B附属書Ⅰの日本国の表に記載するもの

(C)　都道府県以外の地方政府により維持される措置

(a)　(a)に規定する適合しない措置の継続又は即時の更新

(b)　(a)及び(b)に規定する適合しない措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と前三条の規定との適合性の水準を低下させないものに限る。）

2　前三条の規定は、締約国による措置であって、附属書八―B附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関するものについては、適用しない。

第八・十九条　利益の否認

一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者であって他方の締約国の法人であるものを第三国の自然人又は法人が所有し、又は支配している場合において、一方の締約国が当該第三国に関する次の措置を採用し、又は維持するときは、当該他方の締約国のサービス提供者及び当該他方の締約国のサービス提供者が提供するサービスに対し、この節の規定による利益を否認することができる。

(a)　国際の平和及び安全の維持（人権の保護を含む。）に関する措置

(b)　当該他方の締約国のサービス提供者との取引を禁止する措置又は当該他方の締約国のサービス提供者若しくは当該他方の締約国のサービス提供者の提供するサービスに対してこの節の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなる措置

第Ｄ節　自然人の入国及び一時的な滞在

第八・二十条　一般規定及び適用範囲

1　この節の規定は、両締約国間の強化された貿易関係を反映したものであり、また、自然人の商用目的での入国及び一時的な滞在を相互主義に基づいて促進し、並びに手続の透明性を確保したいという両締約国の希望を反映したものである。

2　この節の規定は、一方の締約国による措置であって、他方の締約国の自然人（設立を目的とした商用訪問者、企業内転勤者、投資家、契約に基づくサービス提供者、独立の自由職業家及び短期の商用訪問者に限る。）による一方の締約国への入国に影響を及ぼすもの及び当該他方の締約国の自然人の一方の締約国における一時的な滞在の間の業務活動に影響を及ぼす措置について適用する。

3　この節において別段の約束が行われていない限り、入国及び一時的な滞在に関する締約国の法令に定める全ての要件（滞在期間に関する規則を含む。）については、引き続き適用する。

4　この節の規定にかかわらず、労働及び社会保障措置に関する締約国の法令に定める全ての要件（最低賃金に関する規則及び賃金についての労働協約に関する規則を含む。）については、引き続き適用する。

5　自然人の商用目的での入国及び一時的な滞在に関する約束については、当該入国及び一時的な滞在の意図又は効果が、労働若しくは経営に関する争議若しくは交渉の結果又は当該争議に関与している自然人の雇用に干渉し、又は影響を及ぼすものである場合には、適用しない。

第八・二十一条　定義

この節の規定の適用上、

(a)　「設立を目的とした商用訪問者」とは、上級の地位において就労する一方の締約国の自然人であって、企業の設立に責任を有するが、サービスを提供せず、設立のために必要な経済活動以外の経済活動に従事せず、及び他方の締約国において報酬を受けないものをいう。